

吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多子世帯の経済的負担を軽減することにより子育て支援を推進するため、学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費(以下「学校給食費」という。)を負担する保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において吉野ヶ里町学校給食費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金の交付に関し、吉野ヶ里町補助金等交付規則(平成18年吉野ヶ里町規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を2人以上養育している保護者であること。
- (2) 前号に規定する子のうち第2子以降の子が吉野ヶ里町立小中学校に在籍している児童及び生徒(以下「児童等」という。)を養育している保護者であること。
- (3) 保護者及び児童等は、吉野ヶ里町の区域内に同じ住所を有し、生計を一にしていること。
- (4) 児童等の属する世帯内で学校給食費の未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めた者については、補助対象者とすることができる。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付等を受けた場合には、当該補助金の額から当該給付金等の額を控除した額とする。

- (1) 第2子の児童等 学校給食費に係る補助対象者の負担額の2分の1
- (2) 第3子以降の児童等 学校給食費に係る補助対象者の負担額の全額

2 前項の補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる事項について当該児童等が在籍する校長(以下「補助金受任者」という。)に委任するものとする。

- (1) 補助金の申請及び実績報告に関すること。
- (2) 補助金の請求、受領及び返還に関すること。
- (3) 補助金の管理及び運用に関すること。

2 補助対象者は、前項の規定による委任について、委任状(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の申請)

第5条 前条第1項の規定による委任を受けた補助金受任者は、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、補助金の交付についてその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を吉野ヶ里町学校給食費補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助金受任者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に際し、条件を付することがある。

(変更交付承認申請)

第7条 補助金の交付決定後、申請の内容等に変更が生じた場合は、吉野ヶ里町学校給食費補助金変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金受任者は、当該年度の3月31日までに吉野ヶ里町学校給食費補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉野ヶ里町学校給食費補助金の額の確定通知書(様式第6号)により補助金受任者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の通知を受けた補助金受任者が、補助金の交付を受けようとするときは、吉野ヶ里町学校給食費補助金概算(精算)払請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払いにより交付することができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者があ

るときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

委任状

吉野ヶ里町長 様

委任者（保護者）

住 所

氏 名

㊟

私は、 年度において、下記対象児童生徒の学校給食費について、吉野ヶ里町学校給食費補助金の交付を受けたいので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第4条の規定により、同要綱第3条に基づく国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた金額及び学校給食費の納付状況について、町が関係機関に確認をとることに同意することを添えて委任状を提出します。

（委任事項）

- 1 吉野ヶ里町学校給食費補助事業の申請及び実績報告に関すること。
- 2 吉野ヶ里町学校給食費補助金の請求、受領及び返還に関すること。
- 3 吉野ヶ里町学校給食費補助金の管理及び運用に関すること。

（受任者）

対象児童生徒が在籍する吉野ヶ里町立小中学校の校長

（算定対象者）

	氏 名	生年月日	住 所	学校名	学年 (年齢)
第1子		. .			
第2子		. .			
第3子		. .			
第4子		. .			
第5子		. .			

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を記入すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

(受任者)

住 所

学校名

校長名

㊞

吉野ヶ里町学校給食費補助金交付申請書

年度において、吉野ヶ里町学校給食費補助事業を実施したいので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の申請額 円
- 2 事業の内容

(添付書類)

吉野ヶ里町学校給食費補助金事業計画書（別記）

補助対象児童等名簿

年 月 日

様

吉野ヶ里町長



吉野ヶ里町学校給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度吉野ヶ里町学校給食費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業完了後は、速やかに実績報告書を作成し、関係書類とともに提出すること。
 - (2) 実績報告をした場合において、本来交付を受けるべき補助金の額を上回る補助金が交付されている場合は、速やかにその差額を返還すること。
 - (3) 補助金を補助の目的以外に使用した場合は、補助金を返還しなくてはならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

(受任者)

住 所

学校名

校長名

印

吉野ヶ里町学校給食費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり変更したいので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額	円
今回交付申請額	円
差引（増減額）	円

(添付書類)

吉野ヶ里町学校給食費補助金事業変更計画書（別記）

補助対象児童等名簿

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

(受任者)

住 所

学校名

校長名

印

吉野ヶ里町学校給食費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定があった補助事業を完了したので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 円

(添付書類)

吉野ヶ里町学校給食費補助金実績報告内訳書（別記）

補助対象児童等名簿

年 月 日

様

吉野ヶ里町長



吉野ヶ里町学校給食費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付決定をした吉野ヶ里町学校給食費補助金について、実績報告書の審査等を行った結果、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金の確定額 円

年 月 日

吉野ヶ里町長 様

(受任者)

住 所

学校名

校長名

印

吉野ヶ里町学校給食費補助金概算（精算）払請求書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定（確定）通知のあった 年度吉野ヶ里町学校給食費補助金の第 回概算払（精算払）を受けたいので、吉野ヶ里町学校給食費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）額 円

2 内 訳

(概算払の場合)

(単位：円)

交付決定額 ①	前回までの 概算払受領額 ②	今回請求額 ③	残 額 ④ (①-②-③)

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確 定 額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ③ (①-②)

(添付書類)

吉野ヶ里町学校給食費補助金概算払い内訳書（別記）

補助対象児童等名簿